県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

人事委員会事項
○平成21年４月１日における一般職員の昇給の号級数の特例に関する規則 …… 1
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 …… 2
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 …… 3
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 …… 15
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 …… 15
○宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則 …… 16
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 …… 16
○勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則 …… 17
○非常勤職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 …… 17
○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 …… 18
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 …… 18
○時間外勤務手当等の特例に関する規則の一部を改正する規則 …… 19
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 …… 20
○住居手当に関する規則の一部を改正する規則 …… 22
○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 …… 22
○時間外勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 …… 28
○育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 …… 28
○沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 …… 29
○一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則 …… 29
○沖縄県職員の修学部分休業に関する条例第３条第１項の人事委員会規則で定める手当を定める規則を廃止する規則…… 29
○地域手当に関する規則の一部を改正する規則 …… 30
○特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 …… 30

人　事　委　員　会　事　項

平成21年４月１日における一般職員の昇給の号給数の特例に関する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県人事委員会
委員長　仲　吉　朝　信

沖縄県人事委員会規則第４号

平成21年４月１日における一般職員の昇給の号給数の特例に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号。以下「初任給等規則」という。）第36条の規定に基づき、平成21年４月１日における特定職員（初任給等規則第35条第１項に規定する特定職員をいう。）以外の職員（以下「一般職員」という。）の昇給の号給数の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成21年４月１日における一般職員の昇給の号給数の特例に関する規則）

第２条　平成21年４月１日において、一般職員を沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）第７条第３項の規定による昇給（初任給等規則第37条又は第38条に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数（同項において「基準号給数」という。）とする。ただし、平成21年１月１日後に新たに職員となった一般職員又は同日後に初任給等規則第22条第３項、第25条第２項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第41条の規定により号給を決定された一般職員の昇給の号給数は、基準号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から同年３月31日までの期間の月数（１月未満の端数があるときは、これを１月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める一般職員にあっては、人事委員会の定める号給数）とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

⑴　この項ただし書の規定による号給数が零となる一般職員

⑵　次項第３号に掲げる一般職員で各任命権者が昇給させることが相当でないと認めるもの

２　一般職員の基準号給数は、初任給等規則第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

⑴　勤務成績が特に良好である一般職員　２号給以上（給与条例第７条第５項の規定の適用を受ける職員（以下この項において「昇給抑制年齢職員」という。）にあっては、１号給以上）

⑵　勤務成績が良好である一般職員　１号給（昇給抑制年齢職員にあっては、１号給）

⑶　勤務成績が良好であると認められない一般職員　０号給（昇給抑制年齢職員にあっては、０号給）

３　人事委員会の定める事由以外の事由によって平成21年１月１日から同年３月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の６分の１に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他人事委員会の定める一般職員については、前項第３号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前２項の規定を適用する。

４　第１項の規定による昇給の号給数が、平成21年４月１日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給（同月１日において職務の級を異にする異動又は初任給等規則第24条に規定する異動をした一般職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

５　第２項第１号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給の号給数の合計は、各任命権者が人事委員会と協議して定めるものとする。

（補則）

第３条　この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県人事委員会
委員長　仲　吉　朝　信

沖縄県人事委員会規則第５号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「副参事（看護学校に勤務するものに限る。）」を「副校長」に、「、教諭」を「、主幹教諭、教諭」に改め、同条第２項中「教頭」を「副校長及び教頭」に改める。

第６条第１項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改め、同条第２項中「教頭」を「副校長及び教頭」に改める。

第９条中「身体障害者更生指導所」を「身体障害者更生相談所」に改める。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。ただし、第９条の改正規定は、公布の日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県人事委員会
委員長　仲　吉　朝　信

沖縄県人事委員会規則第６号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第16条中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号から第９号までを１号ずつ繰り上げる。

第32条中「条例第７条第３項」の次に「の規定により昇給を行う同項」を加え、「毎年１月１日（以下「昇給日」という。）」を「毎年４月１日又は任命権者が人事委員会の承認を得て定める日（以下「昇給日」という。）とし、昇給日前における同項の人事委員会規則で定める日は、昇給日前１年間における３月31日又は任命権者が人事委員会の承認を得て定める日」に改める。

第35条第２項第１号中「昇給日前１年間」を「昇給日前１年間における３月31日又は任命権者が人事委員会の承認を得て定める日以前１年間」に改める。

別表第１の行政職給料表級別標準職務表中

「

１　級	１　主任の職務 ２　主事又は技師の職務
２　級	１　副主査の職務 ２　相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任の職務

」を

「

１　級	主事又は技師の職務
２　級	１　副主査の職務 ２　主任の職務

」に改め、別表第１の教育職給料表⑵級別標準職務表中

「

２　級	１　高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 ２　看護学校の班長又は看護教諭の職務 ３　困難な業務を行う高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
３　級	１　高等学校又は特別支援学校の教頭の職務 ２　看護学校の校長の職務
４　級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務

」を

「

２　級	１　高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 ２　看護学校の看護教諭の職務 ３　困難な業務を行う高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
特２級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭の職務
３　級	１　高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務 ２　看護学校の班長の職務

に、別表第１の教育職

４　　級	１　高等学校又は特別支援学校の校長の職務 ２　看護学校の校長の職務

」

給料表⑶級別標準職務表中

「

２　　級	１　中学校又は小学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 ２　困難な業務を行う中学校又は小学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
３　　級	中学校又は小学校の教頭の職務

」を

「

２　　級	１　中学校又は小学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 ２　困難な業務を行う中学校又は小学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
特２級	中学校又は小学校の主幹教諭の職務
３　　級	中学校又は小学校の副校長又は教頭の職務

」に改める。

別表第２の教育職給料表⑵級別資格基準表及び教育職給料表⑶級別資格基準表を次のように改める。

オ　教育職給料表⑵級別資格基準表

職種	職務の級／学歴免許等	１級	２級	特２級	３級	４級
校長	大学卒	----	----	---- 0	別に定める	別に定める
	短大卒	----	----	---- 0	別に定める	別に定める
副校長 教頭 班長	大学卒	----	----	---- 0	別に定める	
	短大卒	----	----	---- 0	別に定める	
主幹教諭	大学卒	----	---- 0	7 ---- 7		
	短大卒	----	---- 0	7 ---- 10		
教諭 養護教諭 栄養教諭 看護教諭	大学卒	----	---- 0			
	短大卒	---- 0	2.5 ---- 2.5			
助教諭 看護助教諭	大学卒	---- 0	---- 0			
			2.5			

講師 実習助手 寄宿舎指導員	短大卒	0	2.5			
	高校卒	0	5 5			

備考　１　この表を適用する場合における職員の経験年数は、その者が次の表の基礎学歴欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、その者に適用されるこの表の学歴免許等欄の区分に応じて次の表の調整年数欄の定める年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の１の（一）又は（二）の区分に属する者にあつてはその年数に１年を、同表の１の（四）の区分に属する者にあつてはその年数に６月を加えた年数）とする。

基礎学歴	調整年数		
	大学卒	短大卒	高校卒
高校３卒	４年	２年	
高校２卒	５年	３年	１年

注　基礎学歴欄の学歴免許等の区分については、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

２　教諭のうち教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第８項の規定により高等学校教諭の１種免許状を授与された者（教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）による改正前の教育職員免許法附則第10項の規定により高等学校教諭２級普通免許状を授与された者を含む。）に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、「大学卒」の区分によるものとする。

カ　教育職給料表⑶級別資格基準表

職種	職務の級／学歴免許等	１級	２級	特２級	３級	４級
校長	大学卒			0	別に定める	別に定める
	短大卒			0	別に定める	別に定める
副校長 教頭	大学卒			0	別に定める	
	短大卒			0	別に定める	
主幹教諭	大学卒			7 7		
	短大卒			10 10		
教諭	大学卒		0			

養護教諭 栄養教諭	短大卒	------ 0	------ 0			
講師 助教諭 養護助教諭	大学卒	------ 0	------ 0			
	短大卒	------ 0	------ 0			
	高校卒	------ 0	------ 0			

備考　この表を適用する場合における職員の経験年数については、教育職給料表⑵級別資格基準表の備考の規定を準用する。

別表第３の表中「第53条ただし書」を「第85条ただし書」に改める。

別表第６の公安職給料表初任給基準表中「１級17号」を「１級21号」に改める。

別表第７の教育職給料表⑵昇格時号給対応表及び教育職給料表⑶昇格時号給対応表を次のように改める。

オ　教育職給料表⑵昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	２級	特２級	３級	４級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1

21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	2	1	1
27	7	3	1	1
28	8	4	1	1
29	9	5	1	1
30	10	6	1	1
31	11	7	1	1
32	12	8	1	1
33	13	9	1	1
34	14	10	1	1
35	15	11	1	1
36	16	12	1	1
37	17	13	1	1
38	18	14	1	1
39	19	15	1	1
40	20	16	1	1
41	21	17	1	1
42	22	18	1	2
43	23	19	1	3
44	24	20	1	4
45	25	21	1	5
46	26	22	1	6
47	27	23	1	7
48	28	24	1	8
49	29	25	1	9
50	29	26	1	10
51	30	27	1	11
52	30	28	1	12
53	31	29	1	13
54	31	30	2	14
55	32	31	3	15
56	32	32	4	16
57	33	33	5	17

58	34	34	6	18
59	35	35	7	19
60	36	36	8	20
61	37	37	9	21
62	37	38	10	22
63	38	39	11	23
64	38	40	12	24
65	39	41	13	25
66	39	42	14	26
67	40	43	15	27
68	40	44	16	28
69	41	45	17	29
70	41	46	18	30
71	42	47	19	31
72	42	48	20	32
73	43	49	21	33
74	43	50	22	34
75	44	51	23	35
76	44	52	24	36
77	45	53	25	37
78	45	54	26	
79	46	55	27	
80	46	56	28	
81	47	57	29	
82	47	58	30	
83	48	59	31	
84	48	60	32	
85	49	61	33	
86	49	62	34	
87	50	63	35	
88	50	64	36	
89	51	65	37	
90	51	66	38	
91	52	67	39	
92	52	68	40	
93	53	69	41	
94	53	70	42	

95	54	71	43	
96	54	72	44	
97	55	73	45	
98	55	74	46	
99	56	75	47	
100	56	76	48	
101	57	77	49	
102	57	78	49	
103	58	79	50	
104	58	80	50	
105	59	81	51	
106	59	81	51	
107	60	82	52	
108	60	82	52	
109	61	83	53	
110	61	83	53	
111	61	84	54	
112	61	84	54	
113	62	85	55	
114	62	85	55	
115	62	86	56	
116	62	86	56	
117	63	87	57	
118	63	87	57	
119	63	88	58	
120	63	88	58	
121	64	89	59	
122	64	89	59	
123	64	90	60	
124	64	90	60	
125	65	91	61	
126	65	91	61	
127	65	92	61	
128	65	92	61	
129	65	93	62	
130	65	93	62	
131	65	94	62	

132	66	94	62	
133	66	95	63	
134	66	95	63	
135	66	96	63	
136	66	96	63	
137	66	97	64	
138	66			
139	67			
140	67			
141	67			
142	67			
143	67			
144	67			
145	67			
146	68			
147	68			
148	68			
149	68			
150	68			
151	68			
152	68			
153	69			

カ　教育職給料表⑶昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	２級	特２級	３級	４級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1

12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	1	1
25	17	1	1	1
26	18	1	1	1
27	19	1	1	1
28	20	1	1	1
29	21	1	1	1
30	22	1	1	1
31	23	1	1	1
32	24	1	1	1
33	25	1	1	1
34	26	1	1	1
35	27	1	1	1
36	28	1	1	1
37	29	1	1	1
38	30	2	1	1
39	31	3	1	1
40	32	4	1	1
41	33	5	1	1
42	34	6	1	1
43	35	7	1	1
44	36	8	1	1
45	37	9	1	1
46	38	10	1	1
47	39	11	1	1
48	40	12	1	1

49	41	13	1	1
50	41	14	2	1
51	42	15	3	1
52	42	16	4	1
53	43	17	5	1
54	43	18	6	1
55	44	19	7	1
56	44	20	8	1
57	45	21	9	1
58	46	22	10	2
59	47	23	11	3
60	48	24	12	4
61	49	25	13	5
62	49	26	14	6
63	50	27	15	7
64	50	28	16	8
65	51	29	17	9
66	51	30	18	10
67	52	31	19	11
68	52	32	20	12
69	53	33	21	13
70	53	34	22	14
71	54	35	23	15
72	54	36	24	16
73	55	37	25	17
74	55	38	26	18
75	56	39	27	19
76	56	40	28	20
77	57	41	29	21
78	57	42	30	22
79	58	43	31	23
80	58	44	32	24
81	59	45	33	25
82	59	46	34	25
83	60	47	35	26
84	60	48	36	26
85	61	49	37	27

86	61	50	38	27
87	61	51	39	28
88	62	52	40	28
89	62	53	41	29
90	62	54	42	29
91	63	55	43	30
92	63	56	44	30
93	63	57	45	31
94	64	58	46	
95	64	59	47	
96	64	60	48	
97	65	61	49	
98	65	62	50	
99	65	63	51	
100	65	64	52	
101	66	65	53	
102	66	66	54	
103	66	67	55	
104	66	68	56	
105	67	69	57	
106	67	70	58	
107	67	71	59	
108	67	72	60	
109	68	73	61	
110	68	74	61	
111	68	75	62	
112	68	76	62	
113	69	77	63	
114	69	77	63	
115	69	78	64	
116	69	78	64	
117	70	79	65	
118	70	79	66	
119	70	80	67	
120	70	80	68	
121	71	81	69	
122	71	82	69	

123	71	83	70	
124	71	84	70	
125	72	85	71	
126		86	71	
127		87	72	
128		88	72	
129		89	73	
130		89	73	
131		90	74	
132		90	74	
133		91	75	
134		91	75	
135		92	76	
136		92	76	
137		93	77	
138		94	77	
139		95	78	
140		96	78	
141		97	79	
142		98	79	
143		99	80	
144		100	80	
145		101	81	
146		101	81	
147		102	82	
148		102	82	
149		103	83	

別表第７備考を次のように改める。

備考　１　これらの表の昇格後の号給欄中「２級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

２　オ又はカの表の特２級である職員を３級に昇格させた場合におけるそれぞれの表の適用については、第22条第１項中「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは「特２級に昇格した日の前日に受けていた職務の級の号給に、その者が特２級に昇格した日以後に受けた号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えてそれぞれの表の規定を適用する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成21年４月１日から施行する。

（平成21年４月１日における特定職員の昇給の号給数の特例）

２　平成21年４月１日における改正後の第35条第２項、第４項及び第５項の規定の適用については、同条第２項中「昇給日前１年間における３月31日又は任命権者が人事委員会の承認を得て定める日以前１年間」とあるのは「平成21年１月１日から同年３月31日までの期間」と、同条第５項中「前年の昇給日」とある

のは「平成21年１月１日の昇給日」と、「その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日」とあるのは「平成21年１月１日（同日後に新たに職員となつた特定職員又は同日後に第22条第３項、第25条第２項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第41条の規定により号給を決定された特定職員にあつては、新たに職員となつた日又は号給を決定された日）」と、別表第７の２中

「

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	８以上	6	3	2	0
	４以上	3	2	1	0

」とあるのは

「

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	６以上	4	1	0	0
	３以上	2	1	0	0

」とする。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県人事委員会
委員長　仲　吉　朝　信

沖縄県人事委員会規則第７号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第１項の表３種の項中「職業能力開発校の校長　厚生園の園長」を「職業能力開発校の校長」に、「附属図書館・芸術資料館長」を「附属図書・芸術資料館長」に、「県立看護大学の学生部長、附属図書館長及び教務部長」を「県立看護大学の学部長、学生部長及び附属図書館長」に改め、同表４種の項中「企画総務監」を「企画総務監　跡地対策監」に、「大学法人企画監　監査指導監　事業調整監」を「監査指導監」に、「法人化調整総括」を「事業調整総括」に改め、別表第４項の表５種の項及び第５項の表５種の項中「教頭」を「副校長　教頭」に改める。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県人事委員会
委員長　仲　吉　朝　信

沖縄県人事委員会規則第８号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第19条の３第２項中「同号に定める期間に係る最後」を「次の各号のいずれかに掲げる事由が前項第１号に定める期間に係る最後」に、「、地公法第28条の２第１項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行すること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由」を削り、「同号に定める期間に係る最初」を「当該期間に係る最初」に改め、同項に次の各号を加える。

⑴　地公法第28条の２第１項の規定による退職その他の離職をすること。

⑵　長期間の研修等のために旅行をすること。

⑶　勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。

⑷　勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
⑸　その他人事委員会の定める事由が生ずること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県人事委員会
委員長　仲　吉　朝　信

沖縄県人事委員会規則第９号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第４号中「若しくは」を「又は」に改め、同号中「又は首里厚生園における宿日直勤務」を削る。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県人事委員会
委員長　仲　吉　朝　信

沖縄県人事委員会規則第10号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第８条の次に次の１条を加える。

第８条の２　給与条例第28条第１項前段の人事委員会規則で定める職員は、管理職手当規則別表に規定する管理職手当に係る職の区分が１種、２種、３種及び４種の職を占める職員のうち、各任命権者が定める職員とする。

２　給与条例第28条第１項前段の人事委員会規則で定める期間は、第11条に規定する職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）については基準日以前６箇月以内の期間とし、第14条に規定する職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）については基準日以前の直近の勤務実績の評定に係る期間等を勘案し各任命権者が定める期間とする。

第10条中「次条に規定する職員の勤務期間による割合（以下次条において「期間率」という。）に第14条に規定する職員の勤務成績による割合（以下第14条において「成績率」という。）」を「期間率に成績率」に改める。

別表第１教育職給料表⑵の項中「校長」を「校長及び副校長」に、「教頭」を「教頭、主幹教諭」に改め、同表教育職給料表⑶の項中「校長」を「校長及び副校長」に、「教頭」を「教頭及び主幹教諭」に改め、同表研究職給料表の項中「

試験研究機関の班長の職にある職員		

」を

「

試験研究機関の班長の職にある職員 上席研究主幹の職にある職員		

」に、

「

主任研究員の職にある職員		

」を

「

上席主任研究員の職にある職員		

」に改める。

| 主任研究員の職にある職員 | | |

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県人事委員会
委員長　仲　吉　朝　信

沖縄県人事委員会規則第11号

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第２条中「16時間」を「15時間30分」に改める。

第６条第１項中「掲げる日数」を「定める日数」に改め、同項第２号中「160時間」を「155時間」に、「不斉一型短時間勤務職員の勤務時間」の次に「（１時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間）」を加え、「40時間」を「38時間45分」に、「１日当たりの平均勤務時間数（育児短時間勤務職員等にあつては条例第２条第２項の規定により定められた１週間当たりの勤務時間数を、再任用短時間勤務職員にあつては条例第２条第３項の規定により定められた４週間を超えない期間における勤務時間数を、任期付短時間勤務職員にあつては条例第２条第４項の規定により定められた４週間を超えない期間における勤務時間数をそれぞれ当該期間におけるその者の条例第３条第２項ただし書の規定により勤務時間が割り振られた日の日数で除して得た時間数をいう。以下同じ。）を１日として日に換算して得た日数とする。」を「７時間45分を１日として日に換算して得た日数」に改める。

第６条の２第１項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に、「当該各号」を「次の各号」に改め、同項第３号中「当該勤務形態の変更後の１日当たりの平均勤務時間数」を「７時間45分」に改め、同項第４号中「当該勤務形態の変更前の１日当たりの平均勤務時間数」を「７時間45分」に改める。

第６条の３中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同条第１号中「８時間」を「７時間45分」に改め、同項第２号ア中「４時間」を「３時間55分」に改め、同号イ中「５時間」を「４時間55分」に改め、同号ウ中「８時間」を「７時間45分」に改め、同項第３号中「（１時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）」を削り、同項第４号中「１日当たりの平均勤務時間数（１時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）」を「７時間45分」に改め、同条に次の１項を加える。

２　年次休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に１時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第８条の２第１項中「40時間」を「38時間45分」に改め、「（１時間未満の端数がある場合にあつては、これを切り上げた時間）」を削り、「乗じて得た時間」の次に「（１時間未満の端数がある場合にあつては、これを切り上げた時間）」を加える。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

非常勤職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県人事委員会
委員長　仲　吉　朝　信

沖縄県人事委員会規則第12号

非常勤職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

非常勤職員の給与に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第２条中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第３条中「により計算した額」の次に「（その額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。以下この条において同じ。）」を加える。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県人事委員会
委員長　仲　吉　朝　信

沖縄県人事委員会規則第13号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	宮古島市平良字前里	宮古島警察署池間駐在所	
	宮古島市伊良部字前里添	宮古島警察署佐良浜駐在所	」

を

「	宮古島市伊良部字前里添	宮古島警察署佐良浜駐在所	」

に、

「	宮古島市平良字西里	宮古事務所 宮古島市平良字西里1125番地（統計課宮古駐在）	」

を

「	宮古島市平良字西里	宮古事務所	」

に、「宮古養護学校」を「宮古特別支援学校」に、

「	石垣市字真栄里	八重山事務所 石垣市字真栄里438番地１（統計課石垣市駐在）	」

を

「	石垣市字真栄里	八重山事務所	」

に、「八重山養護学校」を「八重山特別支援学校」に、

「	石垣市字白保	八重山警察署白保駐在所	」

を

「	石垣市字白保	新石垣空港建設現場事務所 八重山警察署白保駐在所	」

に改める。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県人事委員会
委員長　仲　吉　朝　信

沖縄県人事委員会規則第14号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第１医務・国保課の項中「医務・国保課」を「医務課」に改め、同表首里厚生園の項を削り、

同表中「

病害虫防除技術センター	(1)　放射線取扱主任者及び放射線取扱主任者の代理者	3
	(2)　管理区域内に立ち入ることを常例とする電気技師及び機械技師	2

」を

「

家畜保健衛生所	家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第３条第１項に規定する事務に従事することを本務とする職員	1.5
病害虫防除技術センター	(1)　放射線取扱主任者及び放射線取扱主任者の代理者	3
	(2)　管理区域内に立ち入ることを常例とする電気技師及び機械技師	2
農業大学校	農業教育指導の業務に従事することを本務とする職員	1.5
職業能力開発校	職業訓練指導の業務に従事することを本務とする職員	1.5

」に改め、同表警察本部の項を次のように改める。

警察本部	(1)　航空法（昭和27年法律第231号）別表に定める定期運送用操縦士又は事業用操縦士としての業務に従事することを本務とする職員	3
	(2)　銃器等使用犯罪現場における犯人逮捕及び人質救出の業務に特殊部隊として従事することを本務とする職員	2
	(3)　航空法第24条に規定する一等航空整備士又は二等航空整備士としての業務に従事することを本務とする職員	1.5

別表第１特別支援学校の項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改める。

別表第２教育職給料表(2)の表中「

２　　級	11,100円

」を「

２　　級	11,100円
特　２　級	11,500円

」に改め、別表第２教育職給料表(3)の表中「

２　　級	10,900円

」を「

２　　級	10,900円
特　２　級	11,200円

」に改める。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

時間外勤務手当等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県人事委員会
委員長　仲　吉　朝　信

沖縄県人事委員会規則第15号

時間外勤務手当等の特例に関する規則の一部を改正する規則

時間外勤務手当等の特例に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第39号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「、農林漁業普及指導手当及び月額で定める特殊勤務手当」を「及び農林漁業普及指導手当」に改め、同条第２号中「８時間」を「７時間45分」に改める。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県人事委員会
委員長　仲　吉　朝　信

沖縄県人事委員会規則第16号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「企画総務監」を「企画総務監　跡地対策監」に、「大学法人企画監　監査指導監　事業調整監」を「監査指導監」に、「財政課の主幹」を「財政課の主幹　行政改革推進課の主幹」に、「人事課の主査」を「人事課の主査　行政改革推進課の主査」に、

「

出先機関	支　　庁	支庁長　農林水産調整監　課長　所長　出納管理総括　新石垣空港用地対策総括　副参事　総務観光振興班の班長
	消　防　学　校	校長　副校長

」を

「

出先機関	消　防　学　校	校長　副校長
	宮古事務所	所長　課長　出納管理総括
	八重山事務所	所長　課長　出納管理総括

」に、

「

芸　術　大　学	学長　学部長　学生部長　附属図書・芸術資料館長　附属研究所長　事務局長　法人化調整総括　総務課長

」を

「

芸　術　大　学	学長　学部長　学生部長　附属図書・芸術資料館長　附属研究所長　事務局長　事業調整総括　総務課長

」に、

「

福祉保健所	所長　福祉総括　保健総括　総務福祉班の班長

」を

「

福祉保健所	所長　福祉総括　保健総括　総務福祉班の班長　庶務班の班長

」に、

「

看　護　大　学	学長　学生部長　教務部長　附属図書館長　事務局長　法人化調整総括　課長

」を

「

看　護　大　学	学長　学部長　学生部長　附属図書館長　事務局長　総務課長

」に、

「

浦添看護学校	校長
首里厚生園	園長　管理班の班長

」を

「

浦添看護学校	校長

」に、

「北部農林水産振興センター」を「農林水産振興センター」に、

「

土木事務所	所長　業務総括　技術総括　庶務班の班長

」を

「

土木事務所	所長　業務総括　技術総括　庶務班の班長　総務用地班の班長

」に、

「

中城湾港建設事務所	所長　管理班の班長

」を

「

中城湾港建設事務所	所長　管理班の班長
新石垣空港建設事務所	所長　新石垣空港用地対策総括　用地総務班の班長

」に改め、同表教育庁の項中

「

県　立　学　校	校長　教頭　事務長

」を

「

県　立　学　校	校長　副校長　教頭　事務長

」に改める。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県人事委員会
委員長　仲　吉　朝　信

沖縄県人事委員会規則第17号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年沖縄県人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「公共企業体、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第１条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第５条の２中「同項第２号」を「同項第３号」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県人事委員会
委員長　仲　吉　朝　信

沖縄県人事委員会規則第18号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和51年沖縄県人事委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１　教育職給料表(3)の適用を受ける者（第３条関係）

職員の区分	職務の級／号給	１級	２級	特２級	３級	４級
		円	円	円	円	円
	1	3,900	4,200	6,800	8,400	13,500
	2	3,900	4,200	6,800	8,400	13,500
	3	3,900	4,200	6,800	8,400	13,500
	4	3,900	4,200	6,800	8,400	13,500
	5	4,100	4,500	7,400	8,800	13,800
	6	4,100	4,500	7,400	8,800	13,800
	7	4,100	4,500	7,400	8,800	13,800
	8	4,100	4,500	7,400	8,800	13,800
	9	4,200	4,700	7,700	9,100	14,100
	10	4,200	4,700	7,700	9,100	14,100
	11	4,200	4,700	7,700	9,100	14,100
	12	4,200	4,700	7,700	9,100	14,100
	13	4,400	5,000	7,900	9,800	14,400
	14	4,400	5,000	7,900	9,800	14,400
	15	4,400	5,000	7,900	9,800	14,400
	16	4,400	5,000	7,900	9,800	14,400
	17	4,700	5,200	8,700	10,100	14,800
	18	4,700	5,200	8,700	10,100	14,800
	19	4,700	5,200	8,700	10,100	14,800
	20	4,700	5,200	8,700	10,100	14,800
	21	4,900	5,500	9,000	10,400	15,100
	22	4,900	5,500	9,000	10,400	15,100
	23	4,900	5,500	9,000	10,400	15,100

	24	4,900	5,500	9,000	10,400	15,100
	25	5,100	5,800	9,300	10,700	15,300
	26	5,100	5,800	9,300	10,700	15,300
	27	5,100	5,800	9,300	10,700	15,300
	28	5,100	5,800	9,300	10,700	15,300
	29	5,400	6,000	9,900	11,100	15,500
	30	5,400	6,000	9,900	11,100	15,500
	31	5,400	6,000	9,900	11,100	15,500
	32	5,400	6,000	9,900	11,100	15,500
	33	5,600	6,200	10,100	11,400	15,800
	34	5,600	6,200	10,100	11,400	15,800
	35	5,600	6,200	10,100	11,400	15,800
	36	5,600	6,200	10,100	11,400	15,800
	37	5,800	6,600	10,700	11,700	15,900
	38	5,800	6,600	10,700	11,700	
	39	5,800	6,600	10,700	11,700	
	40	5,800	6,600	10,700	11,700	
	41	6,100	7,100	10,900	11,900	
	42	6,100	7,100	10,900	11,900	
	43	6,100	7,100	10,900	11,900	
	44	6,100	7,100	10,900	11,900	
	45	6,300	7,400	11,100	12,200	
	46	6,300	7,400	11,100	12,200	
	47	6,300	7,400	11,100	12,200	
	48	6,300	7,400	11,100	12,200	
	49	6,600	7,700	11,400	12,600	
	50	6,600	7,700	11,400	12,600	
	51	6,600	7,700	11,400	12,600	
	52	6,600	7,700	11,400	12,600	
	53	6,800	8,300	11,600	12,900	
	54	6,800	8,300	11,600	12,900	
	55	6,800	8,300	11,600	12,900	
	56	6,800	8,300	11,600	12,900	
	57	7,000	8,600	12,000	13,200	
	58	7,000	8,600	12,000	13,200	
	59	7,000	8,600	12,000	13,200	
	60	7,000	8,600	12,000	13,200	
	61	7,200	8,900	12,200	13,500	
	62	7,200	8,900	12,200	13,500	
	63	7,200	8,900	12,200	13,500	
	64	7,200	8,900	12,200	13,500	
	65	7,400	9,600	12,700	13,700	
	66	7,400	9,600	12,700	13,700	
	67	7,400	9,600	12,700	13,700	
	68	7,400	9,600	12,700	13,700	
	69	7,700	9,900	12,900	14,000	
	70	7,700	9,900	12,900	14,000	
	71	7,700	9,900	12,900	14,000	
	72	7,700	9,900	12,900	14,000	
再任用職員以外の職	73	7,900	10,200	13,100	14,200	
	74	7,900	10,200	13,100	14,200	
	75	7,900	10,200	13,100	14,200	

員	76	7,900	10,200	13,100	14,200	
	77	8,100	10,500	13,400	14,400	
	78	8,100	10,500	13,400	14,400	
	79	8,100	10,500	13,400	14,400	
	80	8,100	10,500	13,400	14,400	
	81	8,200	10,800	13,600	14,600	
	82	8,200	10,800	13,600	14,600	
	83	8,200	10,800	13,600	14,600	
	84	8,200	10,800	13,600	14,600	
	85	8,400	11,100	13,700	14,800	
	86	8,400	11,100	13,700	14,800	
	87	8,400	11,100	13,700	14,800	
	88	8,400	11,100	13,700	14,800	
	89	8,500	11,400	13,900	14,900	
	90	8,500	11,400	13,900	14,900	
	91	8,500	11,400	13,900	14,900	
	92	8,500	11,400	13,900	14,900	
	93	8,700	11,600	14,100	15,100	
	94	8,700	11,600	14,100		
	95	8,700	11,600	14,100		
	96	8,700	11,600	14,100		
	97	8,800	11,800	14,300		
	98	8,800	11,800	14,300		
	99	8,800	11,800	14,300		
	100	8,800	11,800	14,300		
	101	9,000	12,200	14,400		
	102	9,000	12,200	14,400		
	103	9,000	12,200	14,400		
	104	9,000	12,200	14,400		
	105	9,100	12,400	14,400		
	106	9,100	12,400	14,400		
	107	9,100	12,400	14,400		
	108	9,100	12,400	14,400		
	109	9,200	12,600	14,500		
	110	9,200	12,600			
	111	9,200	12,600			
	112	9,200	12,600			
	113	9,200	12,900			
	114	9,200	12,900			
	115	9,200	12,900			
	116	9,200	12,900			
	117	9,400	13,100			
	118	9,400	13,100			
	119	9,400	13,100			
	120	9,400	13,100			
	121	9,500	13,300			
	122	9,500	13,300			
	123	9,500	13,300			
	124	9,500	13,300			
	125	9,600	13,400			
	126		13,400			
	127		13,400			
	128		13.400			

	129		13,600			
	130		13,600			
	131		13,600			
	132		13,600			
	133		13,700			
	134		13,700			
	135		13,700			
	136		13,700			
	137		13,900			
	138		13,900			
	139		13,900			
	140		13,900			
	141		14,000			
	142		14,000			
	143		14,000			
	144		14,000			
	145		14,100			
	146		14,100			
	147		14,100			
	148		14,100			
	149		14,100			
再任用職員		6,300	7,700	8,900	10,100	12,900

別表第２　教育職給料表⑵の適用を受ける者（第３条関係）

職員の区分	職務の級／号給	1　級	2　級	特　2　級	3　級	4　級
		円	円	円	円	円
	1	3,900	5,000	6,800	10,100	13,500
	2	3,900	5,000	6,800	10,100	13,500
	3	3,900	5,000	6,800	10,100	13,500
	4	3,900	5,000	6,800	10,100	13,500
	5	4,100	5,200	7,400	10,400	13,800
	6	4,100	5,200	7,400	10,400	13,800
	7	4,100	5,200	7,400	10,400	13,800
	8	4,100	5,200	7,400	10,400	13,800
	9	4,200	5,500	7,700	10,700	14,100
	10	4,200	5,500	7,700	10,700	14,100
	11	4,200	5,500	7,700	10,700	14,100
	12	4,200	5,500	7,700	10,700	14,100
	13	4,400	5,800	7,900	11,100	14,400
	14	4,400	5,800	7,900	11,100	14,400
	15	4,400	5,800	7,900	11,100	14,400
	16	4,400	5,800	7,900	11,100	14,400
	17	4,700	6,000	8,700	11,400	14,800
	18	4,700	6,000	8,700	11,400	14,800
	19	4,700	6,000	8,700	11,400	14,800
	20	4,700	6,000	8,700	11,400	14,800
	21	4,900	6,200	9,000	11,700	15,100
	22	4,900	6,200	9,000	11,700	15,100
	23	4,900	6,200	9,000	11,700	15,100

	24	4,900	6,200	9,000	11,700	15,100
	25	5,100	6,600	9,300	11,900	15,300
	26	5,100	6,600	9,300	11,900	15,300
	27	5,100	6,600	9,300	11,900	15,300
	28	5,100	6,600	9,300	11,900	15,300
	29	5,400	7,100	9,900	12,200	15,500
	30	5,400	7,100	9,900	12,200	15,500
	31	5,400	7,100	9,900	12,200	15,500
	32	5,400	7,100	9,900	12,200	15,500
	33	5,600	7,400	10,100	12,600	15,800
	34	5,600	7,400	10,100	12,600	15,800
	35	5,600	7,400	10,100	12,600	15,800
	36	5,600	7,400	10,100	12,600	15,800
	37	5,800	7,700	10,700	12,900	15,900
	38	5,800	7,700	10,700	12,900	
	39	5,800	7,700	10,700	12,900	
	40	5,800	7,700	10,700	12,900	
	41	6,100	8,300	10,900	13,200	
	42	6,100	8,300	10,900	13,200	
	43	6,100	8,300	10,900	13,200	
	44	6,100	8,300	10,900	13,200	
	45	6,300	8,600	11,100	13,500	
	46	6,300	8,600	11,100	13,500	
	47	6,300	8,600	11,100	13,500	
	48	6,300	8,600	11,100	13,500	
	49	6,600	8,900	11,400	13,700	
	50	6,600	8,900	11,400	13,700	
	51	6,600	8,900	11,400	13,700	
	52	6,600	8,900	11,400	13,700	
	53	6,800	9,600	11,600	14,000	
	54	6,800	9,600	11,600	14,000	
	55	6,800	9,600	11,600	14,000	
	56	6,800	9,600	11,600	14,000	
	57	7,000	9,900	12,000	14,200	
	58	7,000	9,900	12,000	14,200	
	59	7,000	9,900	12,000	14,200	
	60	7,000	9,900	12,000	14,200	
	61	7,200	10,200	12,200	14,400	
	62	7,200	10,200	12,200	14,400	
	63	7,200	10,200	12,200	14,400	
	64	7,200	10,200	12,200	14,400	
	65	7,400	10,500	12,700	14,600	
	66	7,400	10,500	12,700	14,600	
	67	7,400	10,500	12,700	14,600	
	68	7,400	10,500	12,700	14,600	
	69	7,700	10,800	12,900	14,800	
	70	7,700	10,800	12,900	14,800	
	71	7,700	10,800	12,900	14,800	
	72	7,700	10,800	12,900	14,800	
	73	7,900	11,100	13,100	14,900	
	74	7,900	11,100	13,100	14,900	
	75	7,900	11,100	13,100	14,900	

再任用職員以外の職員	76	7,900	11,100	13,100	14,900	
	77	8,100	11,400	13,400	15,100	
	78	8,100	11,400	13,400		
	79	8,100	11,400	13,400		
	80	8,100	11,400	13,400		
	81	8,200	11,600	13,600		
	82	8,200	11,600	13,600		
	83	8,200	11,600	13,600		
	84	8,200	11,600	13,600		
	85	8,400	11,800	13,700		
	86	8,400	11,800	13,700		
	87	8,400	11,800	13,700		
	88	8,400	11,800	13,700		
	89	8,500	12,200	13,900		
	90	8,500	12,200	13,900		
	91	8,500	12,200	13,900		
	92	8,500	12,200	13,900		
	93	8,700	12,400	14,100		
	94	8,700	12,400	14,100		
	95	8,700	12,400	14,100		
	96	8,700	12,400	14,100		
	97	8,800	12,600	14,300		
	98	8,800	12,600	14,300		
	99	8,800	12,600	14,300		
	100	8,800	12,600	14,300		
	101	9,000	12,900	14,400		
	102	9,000	12,900	14,400		
	103	9,000	12,900	14,400		
	104	9,000	12,900	14,400		
	105	9,100	13,100	14,400		
	106	9,100	13,100	14,400		
	107	9,100	13,100	14,400		
	108	9,100	13,100	14,400		
	109	9,200	13,300	14,500		
	110	9,200	13,300			
	111	9,200	13,300			
	112	9,200	13,300			
	113	9,200	13,400			
	114	9,200	13,400			
	115	9,200	13,400			
	116	9,200	13,400			
	117	9,400	13,600			
	118	9,400	13,600			
	119	9,400	13,600			
	120	9,400	13,600			
	121	9,500	13,700			
	122	9,500	13,700			
	123	9,500	13,700			
	124	9,500	13,700			
	125	9,600	13,900			
	126	9,600	13,900			
	127	9,600	13,900			
	128	9,600	13,900			

	129	9,700	14,000			
	130	9,700	14,000			
	131	9,700	14,000			
	132	9,700	14,000			
	133	9,800	14,100			
	134	9,800	14,100			
	135	9,800	14,100			
	136	9,800	14,100			
	137	9,900	14,100			
	138	9,900				
	139	9,900				
	140	9,900				
	141	9,900				
	142	9,900				
	143	9,900				
	144	9,900				
	145	10,100				
	146	10,100				
	147	10,100				
	148	10,100				
	149	10,200				
	150	10,200				
	151	10,200				
	152	10,200				
	153	10,300				
再任用職員		6,300	7,700	8,900	10,100	12,900

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

時間外勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県人事委員会
委員長　仲　吉　朝　信

沖縄県人事委員会規則第19号

時間外勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

時間外勤務手当に関する規則（平成６年沖縄県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第５条第１項」を「第６条」に改め、同条第２号中「40時間」を「38時間45分」に改める。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県人事委員会
委員長　仲　吉　朝　信

沖縄県人事委員会規則第20号

育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

育児休業等に関する規則（平成11年沖縄県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第６条中「16時間」を「15時間30分」に改める。

第７条を削る。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県人事委員会
委員長　仲　吉　朝　信

沖縄県人事委員会規則第21号

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年沖縄県人事委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

別表第３中「久米島空港ターミナルビル株式会社」を「久米島空港ターミナルビル株式会社
石垣空港ターミナル株式会社　」に改める。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県人事委員会
委員長　仲　吉　朝　信

沖縄県人事委員会規則第22号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成15年沖縄県人事委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第９条中「午後５時30分」を「午後５時15分」に改める。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

沖縄県職員の修学部分休業に関する条例第３条第１項の人事委員会規則で定める手当を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県人事委員会
委員長　仲　吉　朝　信

沖縄県人事委員会規則第23号

沖縄県職員の修学部分休業に関する条例第３条第１項の人事委員会規則で定める手当を定める規則を廃止する規則

沖縄県職員の修学部分休業に関する条例第３条第１項の人事委員会規則で定める手当を定める規則（平成17年沖縄県人事委員会規則第18号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県人事委員会
委員長　仲　吉　朝　信

沖縄県人事委員会規則第24号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成18年沖縄県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則第３項中「100分の13」を「100分の14」に改める。

附則別表第１号中「100分の16」を「100分の17」に改め、同表第２号中「100分の13」を「100分の14」に改め、同表第４号中「100分の９」を「100分の10」に改める。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県人事委員会
委員長　仲　吉　朝　信

沖縄県人事委員会規則第25号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（平成19年沖縄県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第２項第２号中「諸設備器機の整備点検又は検査」を「汚水管内、下水道処理施設内又はポンプ所内において行う維持管理」に改め、同項第３号中「化学試験及び検査」を「採取」に改める。

第16条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　条例第24条第１項の人事委員会規則で定める業務は、現地において直接交渉する業務並びに当該業務のために行う調整、調査、補償金算定、契約、登記及び支払いに関する業務とする。

第18条から第20条までを次のように改める。

（鑑識作業手当）

第18条　条例第28条第１項の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

⑴　指掌紋、足こん跡、手口、写真又は似顔絵を利用して行う犯罪鑑識作業

⑵　理化学、法医学、心理学、情報工学又は銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識作業

⑶　警察犬を利用して行う足跡追及、爆発物捜索及び捜索救助の作業

第19条及び第20条　削除

第22条中「福祉保健部医務・国保課」を「福祉保健部医務課」に改める。

第24条を次のように改める。

第24条　削除

第25条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　条例第39条第１項の人事委員会規則で定める業務は、県税の賦課、検査、調査及び徴収、県税制に関する調査、不服審査、訴訟並びに電算管理（総務部税務課で行うものに限る。）の業務並びにこれらを総括する業務とする。

第28条中「（研究職給料表の適用を受ける職員を除く。）」を削る。

第29条を次のように改める。

第29条　削除

第34条中「第50条第２項」を「第50条第１項」に改め、「事務長の職を占める職員」を「事務長以外の職にある事務職員であって、夜間における定時制の課程に関する業務を本務とする職員」に改める。

第35条を次のように改める。

第35条　削除

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

発　行　所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098－866－2074

印　刷　所　株式会社　国際印刷
〒901-0147　那覇市宮城１丁目13番９号
販　売　所　株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503
那覇市久茂地１丁目１番１号・デパートリウボウ内１Ｆ
購　読　料　１部１箇月 1,800円